

## 障がい者控除対象者認定基準

### 別表

令和3年分所得税申告、令和4年度分特別区民税・都民税申告の申請以後の認定基準

認定区分		認定基準
1 特別障がい者に準ずる者	(1)身体障害者(1級、2級)に準ずる者	注1介護保険の調査員調査書または主治医意見書に記載されている「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB、Cの者
	(2)知的障害者(重度)に準ずる者	注1介護保険の調査員調査書または主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、Ⅳ、Mの者
2 障がい者に準ずる者	(1)身体障害者(3～6級)に準ずる者	注1介護保険の調査員調査書または主治医意見書に記載されている「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がAの者 ※ただし特別障がい者に準ずる者を除く
	(2)知的障害者(軽度・中度)に準ずる者	注1介護保険の調査員調査書または主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡの者 ※ただし特別障がい者に準ずる者を除く

注1:介護保険法第27条第3項、4項の規定に基づく書類。

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」判定基準は別表1に、

「認知症高齢者の日常生活自立度」判定基準は別表2による。